

石川県公報

令和元年9月2日(月曜日)

号 外

(第 28 号)

目 次

告 示
○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

公 告
○令和元年度後期技能検定実施公告 (労働企画課) 2

告 示

石川県告示第157号

令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和元年9月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥能登東部 水源 ^{かん} 涵養保安林	46.82	
奥能登西部	158.09	
中能登東部	12.34	
中能登西部	50.66	
中能登中部	47.19	
中能登南部	79.36	
富来川神代川	10.01	
羽 昨 川	78.46	
犀川大野川	499.68	{ 国有林 195.92 民有林 303.76
手 取 川	1,193.49	{ 国有林 337.56 民有林 855.93
梯 川	274.04	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
大 聖 寺 川	480.06	{ 国有林 30.28 民有林 449.78
小 計	2,930.20	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.14	
奥能登西部	0.78	
中能登東部	0.28	
中能登西部	2.84	
中能登中部	0.42	
中能登南部	6.50	
富来川神代川	1.66	
羽 昨 川	18.16	

犀川大野川	〃	6.85	
手取川	〃	5.32	{ 国有林 3.66 民有林 1.66
梯川	〃	5.16	{ 国有林 5.12 民有林 0.04
大聖寺川	〃	0.12	
小計		51.23	
中能登西部干害防備保安林		1.68	
犀川大野川	〃	1.32	
大聖寺川	〃	0.08	
小計		3.08	
能登地区保健保安林		134.52	
能登地区～手取川	〃	65.34	
手取川	〃	31.66	
手取川～福井県境	〃	159.18	
小計		390.70	
合 計		3,375.21	

公 告

令和元年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和元年度後期技能検定の実施について、次のとおり公告する。

令和元年9月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 等級別の実施検定職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

1級及び2級の検定職種のうち後期（令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検 定 職 種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法及びロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業
鍛造	プレス型鍛造法	プレス型鍛造作業
工場板金	機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法	機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業
機械検査	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造法及び集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法	プリント配線板設計作業
自動販売機調整	なし	なし

時計修理	なし	なし
空気圧装置組立て	なし	なし
油圧装置調整	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
和裁	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	段ボール箱製造法	段ボール箱製造作業
プリプレス	なし	なし
プラスチック成形	—	射出成形作業
パン製造	なし	なし
菓子製造	和菓子製造法	和菓子製造作業
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
厨房設備施工	なし	なし
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	アスファルト防水施工法、塩化ビニル系シート防水施工法及び改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法	アスファルト防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	なし	なし
カーテンウォール施工	なし	なし
自動ドア施工	なし	なし
ガラス施工	なし	なし
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図C A D作業
電気製図	なし	なし
金属材料試験	組織試験法	組織試験作業
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業
舞台機構調整	なし	なし
工業包装	なし	なし

(3) 3級

3級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検 定 職 種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法及びシーケンス制御法	配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業

時計修理	なし	なし
建築大工	なし	なし
型枠施工	なし	なし
機械・プラント製図	なし	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日

(1) 実技試験

令和元年12月6日(金)から令和2年2月16日(日)までの間において石川県職業能力開発協会の定める日

(2) 学科試験

検 定 職 種	実 施 日
ア 1級及び2級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 イ 3級 電気機器組立て及び型枠施工	令和2年1月26日(日)
ア 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、プラスチック成形及びパン製造 イ 1級及び2級 さく井、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、パン製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図 ウ 3級 造園、時計修理及び機械・プラント製図	令和2年2月2日(日)
ア 1級及び2級 舞台機構調整	令和2年2月5日(水)
ア 1級及び2級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装及び工業包装 イ 3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工及び電気製図	令和2年2月9日(日)

4 実施場所

石川県職業能力開発協会から組合等を経由又は直接各受検者へ別途通知する。

5 実技試験問題の公表

令和元年11月29日(金)に石川県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、石川県職業能力開発協会から組合等を経由又は直接各受検者へ送付する。ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。

6 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その試験免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 手数料(検定職種ごとに石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)で定める金額)

(2) 提出先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階

電話番号 076-262-9020

提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 受付期間

令和元年10月7日(月)から同月18日(金)まで。

(ただし、郵送による場合は、当該期間の消印があるものを受け付ける。)

(4) 申請書の用紙及び受検案内の配布

申請書の用紙及び受検案内は、石川県職業能力開発協会にて配布する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、職業能力開発協会まで問い合わせること。

(5) 注意事項

ア 技能検定は、働く者の職業能力を評価する試験であるので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となる。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者に係る受検申請については、1に掲げる検定職種以外の検定職種(指定試験機関が実施する検定職種を除く。)であっても受け付ける。

ウ 納付された手数料は、原則返還しない。

7 合格発表

(1) 合格発表日

令和2年3月13日(金)

(2) 合格発表の方法

石川県公報に合格者の受検番号を掲載するほか、石川県商工労働部労働企画課から書面にて通知する。また、実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、石川県職業能力開発協会から書面にて通知する。

(3) 合格証書等の交付

特級、1級の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の合格者には石川県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

8 得点の簡易開示

受検者本人の口頭による申出があった場合、石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号)第23条の規定に基づく開示請求の特例(以下「簡易開示」という。)により、得点の開示を行う。

(1) 簡易開示を実施する場所

石川県商工労働部労働企画課

(2) 簡易開示を実施する期間及び時間

ア 期間

合格発表の日から起算して1箇月間(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

イ 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 本人であることを確認するために提示を求める書類

運転免許証、旅券等官公署の発行する本人の写真が貼付された証明書

(4) その他

本人の法定代理人は簡易開示の請求はできない。

9 問合せ先

(1) 合格発表についての問合せ先

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話番号 076-225-1533

(2) 受検申請の手続その他試験に関する詳細についての問合せ先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳齊1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階
電話番号 076-262-9020